東京都台東区立したまちミュージアム等の指定管理者の選定について

1 対象施設

- (1) 台東区立したまちミュージアム
- (2)台東区立一葉記念館
- (3)台東区立朝倉彫塑館
- (4)台東区立旧東京音楽学校奏楽堂
- (5)台東区立書道博物館

2 現行の指定管理者

- (1) 名 称 公益財団法人 台東区芸術文化財団
- (2) 所在地 東京都台東区下谷1丁目2番11号
- (3) 代表者 理事長 矢下 薫
- 3 次期指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 指定管理者の選定

(1) 選定方法

台東区指定管理者制度運用指針第3(2)に規定する公募によらない選定及び (4)に規定する複合施設等の一括指定を適用し、現行の指定管理者を再選定する。

(2) 理由

- ・各文化施設において、寄贈を受けての開設など様々な設置経緯があり、寄贈者 との継続的な信頼関係のもと、国の文化財に指定されている施設をはじめ、所 蔵品等の管理において、実績やノウハウを備えている。
- ・区出資団体として、区との安定的な連携のもと、施設の設置目的を踏まえ、本 区の地域性・文化資源を熟知した経営を行うことができる。また学芸員をはじ めとする各スタッフが複数の施設の特性を理解・把握するなど、5施設の効率 的・効果的な管理運営を実現することが期待できる。

(3)選定手続き

指定管理者非公募選定審査会を設置し、現行指定管理者から提出させた事業計画 書等に基づき、管理水準やサービス向上への取組みなど、指定管理者としての適性 を判定する。

① 審査会の構成

外部の有識者と区職員を委員とする5名体制とする。

- ・施設の設置目的に応じた専門的な見識を有する者 2名
- ・経営に関する専門的な見識を有する者 1名
- ・施設利用者、地域住民の代表者等 1名
- ・区職員 1名

② 審査基準 (案)

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に審査を行う。

- ・団体の実績・安定性
- ・区の求める管理水準の確保
- ・サービス向上への取組み
- ・運営効率化への取組み
- ・危機管理・安全確保の取組み
- ・職員育成の取組み
- ・その他施設固有の性質等による項目

5 今後のスケジュール

令和6年 9月 第1回審査会(施設の視察及び審査基準の決定)

10月 第2回審査会(書類審査、指定管理者候補者の決定)

令和6年第4回定例会 指定管理者指定議案提出

令和7年 4月 指定管理者との協定締結

指定管理業務開始

台東区指定管理者制度運用指針(関係個所のみ抜粋)

3. 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2)公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。ただし、現 指定管理者を引き続き次期指定管理者とする場合に、下記①から④について、1 1 の(1) に定める内部評価の直近の総合評価が7割未満で、かつ選定申し込みまでに改善が見込め ない場合は、この限りでない。

- ① 施設の管理運営にあたり、利用者との高度な信頼関係の構築が求められ、事業運営の 継続性、安定性又はノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ② 区の出資団体による管理運営が必要な場合
 - (ア) 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、区の出資団体による管理運営が最適と認められる場合
 - (イ) 困難なケースへの対応など、区の出資団体以外の事業者の参入が難しく、区民の セーフティネットとして必要な福祉サービスを安定的、継続的に供給するなど区と 連携を図りながら福祉施策を担う場合
 - (ウ) 上記(ア)(イ)のほか、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体が、区と 密接な連携を図りながら区の政策を推進する場合
- ③ 施設のあり方の見直しや、改修等の事情によって指定期間が短くなるときに、業務の安定性及び継続性の観点から、引き続き同一の指定管理者による運営が望ましい場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、 当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する時間的余裕がない場合

(3)継続の場合の特例

指定期間の満了に伴い指定管理者を指定しようとする場合であって、現指定管理者の実績等を考慮して、施設の設置目的を最も効果的に達成することができると区長等が判断した場合は、公募によらず現指定管理者を再選定することができる。

ただし、この場合の再選定は、各施設について2回連続で行うことはできない。

<u>(4)複合施設等の一括指定</u>

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合(複合施設)や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。